

働く喜び、社会参加の輪を広げよう——。

シルバー紀の川

Silver Kinokawa

第37号

令和5年〔2023年〕

1月発行



公益社団法人

紀の川市シルバー人材センター

会員数351名(男233名 女118名)

【令和4年11月末日現在】



シルバー人材センター基本理念

自主・自立・共働・共助



理事長新年のご挨拶

理事長 岸本 健

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素は、シルバー人材センター運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

長寿化がもたらす働き方や生き方の変化に伴い、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、地域社会で就業を希望する高齢者が活躍できる場として、シルバー人材センターの果たす役割はますます重要なものとなってきております。

当センターでは、地域社会を支える役割を担うとともに、少しでも多くの会員が就業できるよう、会員の皆様が長年培ってこられた「知識や技能経験」を生かすことができる就業機会の拡大・確保に向け、啓発活動や会報等により就業開拓に取り組んでいくとところでございます。

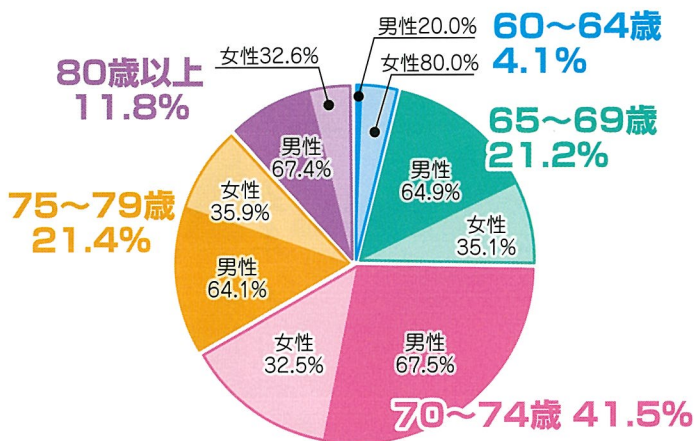
今後とも、皆様に信頼されるシルバー人材センターを目指し、役職員をはじめ会員の皆様と共に「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、「安全・適正就業」を徹底してまいりますので、関係機関や市民の皆様のより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多幸を祈念し、年頭のご挨拶といたします。



シルバーで働きたいけど、私でだいじょうぶかな？と思っているあなた！

現在紀の川市シルバー人材センターで働いておられる会員さんの年齢は、次のような構成になっています。



どうです？まだまだ頑張れると感じられたではありませんか。働いてみたいと思われたら、まずお電話ください!!

担当者がお話を聞き、あなたの疑問にお答えします。



会員の皆さまへのお知らせ ~会員親睦日帰り旅行~

本年2月に予定しておりました、会員親睦バス旅行につきましては、役員一同慎重に協議した結果、今年度も中止させていただくことになりました。来年こそは実施できたらと思います。





しの 豆腐

—那賀地方の北東部の地域で作ります—



わらで包んで塩ゆでしたもの



塩ゆで後、調味料で煮しめたもの

料理のいわれ

「一年を引き締めて暮らす」という意味を込めた、おせち料理。正月やひな祭りの料理の一品として現在に伝承され今でも作っている家庭もあります。手づくり豆腐をわらで包んでゆでると豆腐にわらの縦縞のあとが付き、良い香りが染み込みます。防腐作用もある様です。

和歌山県那賀地方の郷土料理（出典：和歌山県ホームページ）

定年後こそ あなたの強み が問われる理由!!

～ 老後不安を解消する自己理解法 ～

「自己理解作業」とは、これまでの経験を振り返り客観的に自分を見つめ直す作業です。会社員は常にそのとき、そのときの仕事に追われ、なかなか過去を振り返る機会はありません。

自己理解とは己を知ることです。一見、簡単そうですが、これが意外と難しいのです。

老子は「人を知る者は智なり、自らを知る者は明なり」（他人を知る者は知者であるが、自分を知る者は賢者である。他人を知るより自分を知るほうが難しい）と言っています。

長く働く上で最もストレスがないのは「嫌なことはしない」「我慢してまでしない」ことでしょう。これまでの長いキャリアの中で、自分が最も自分らしく、演技しないで自然に仕事ができしたのは、どの時期の、どの職場でしょうか？

皆さんは、これまでもさまざまな挫折や修羅場を体験されたり、一方で、粘り強い営業努力が実って大型契約を受注されたりと、自分だけの成功体験、失敗体験を重ねてこられたと思います。「ずっと組織人として宮仕えを続けてきたが、本来の自分は一国一城の主として、自律自転した生き方が性に合う」というふうに、自分の内面の声にも耳を傾け、これまでの歩みを振り返り、60代以降の生き方・働き方をイメージしてみることもおすすめします。

（インターネット記事より）

雑学～民法改正～

越境した竹木の枝の切取りのルールが変わります!!



民法を勉強したことのある方なら聞いたことがあるかもしれませんが、「越境した竹木の枝の切取り」(民法233条)の規定が改正されます。

これまでの法律では、隣の土地の竹木が自分の土地にはみ出てきた場合には、「根っこは自分で切れる、枝は勝手に切れない」がルールでした。つまり、隣地の竹木の根がこちらの土地に越境してきた場合には、自分で切ることができるが、枝が越境してきた場合は自分で切ることができず、隣の人に枝を切除させなければならない、というルールです。「枝は見栄えの問題があるから勝手に切れないですよ」という風に試験勉強では暗記していたところです。

ですが、このルールが変わり一定の条件で、越境してきた枝を切除することができるようになりました。なぜ、このようにルールが変わったか、というと「隣の人に枝を切除させる」というのが大変だからです。隣地所有者に「切ってくださいね」といって素直に切除してくれれば良いのですが、してくれない場合には、どうするか。強要することはできないので、この場合は、裁判を起こして強制執行する必要があります。枝を切るためにわざわざ裁判までしなければならないの?という話になりますので、特定の条件を満たす場合に自分で切除できるよう令和5年4月1日から法律が改正されます。

シルバー人材センターのしくみ (請負・委任)



編集後記

昨年も年3回の広報を作成させていただきました。その中で、読者の皆さまの反響をいただいたのは9月号の表紙コキアでした。期待をさせてしまい申し訳なかったのですが「紀の川市にあるんですか」のお声が多かったのがとても嬉しかったです。作り手側からして自分と同じような思いを持っていただけるのは、作り手冥利に尽きます。これからも応援よろしくお願いします。

編集部一同、今年こそはコロナから解放され、重苦しい雰囲気から解放されたいと思っていますが、年の初めから不安を抱かせるわけではないものの、昨年10月からの値上げラッシュが私たちの生活に影響を及ぼす別の一因にならないか心配です。

あらためて生活の中で起こってくる「心の重荷」と共存しながら、人は生きていくものだと思えます。そんな折、冒頭に書いた「コキア」のように一服の清涼剤になる話題が提供できたらと思いながら、今年も記事探しに奔走することになりそうです。

入会手続き・お仕事の依頼等のお問い合わせは下記をお願いします。

公益社団法人
紀の川市シルバー人材センター

〒649-6414 和歌山県紀の川市打田1398番地
TEL 0736-67-7333 FAX 0736-67-7364
http://webc.sjc.ne.jp/kinokawa/

